

石狩管内(札幌市を含む)、小樽市、旭川市 以外の

事業者の皆さまへのお願い

国による緊急事態宣言の措置区域に指定され、これ以上の新型コロナウイルスの感染拡大抑止に向け、道では、道内の飲食店等に対して営業時間短縮等の要請を行うことを決定しました(※)。

対象事業者の皆さまには、大変なご負担をおかけいたしますが、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

※ 新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条

※なお、以下の内容は、今後の感染状況等を踏まえ、変更となる可能性があります。
変更が生じた際には、随時お知らせいたします。

■要請期間 5月16日(日)から5月31日(月)まで
(遅くとも5月18日(火)までに要請に応じてください)

■対象施設

- 〔飲食店〕 飲食店（宅配・テイクアウトを除く）
- 〔遊興施設〕 バー、カラオケボックス等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗、及び飲食店営業許可を受けていないカラオケ店
- 〔結婚式場〕 食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場

■要請内容

営業時間は5時から20時まで
酒類の提供(※1)は11時から19時まで
業種別ガイドラインを遵守する

支援金(※2)	●中小企業・個人事業者 1日あたり売上高に応じて2.5～7.5万円
	●大企業 1日あたりの売上高の減少額に応じて最大20万円

※1：利用者による酒類の店内持込を含みます。

※2：支援金の単価については、裏面をご覧ください

酒類提供の有無に関わらず、上記の施設（店舗）のうち、従来から午後8時を超えて営業を行っている施設（店舗）が対象となります。

支援金の申請について

支援金については、下記の予定です。
決まり次第、順次、ホームページに掲載いたします。

■受付開始（予定）
令和3年6月上旬

■支援金の単価

- 中小企業・個人事業主
 - ・2.5万円：1日の売上高が83,333円以下
 - ・2.5～7.5万円：1日の売上高が83,333円を超え250,000円以下(※)
 - ・7.5万円：1日の売上高が250,000円を超える
- 大企業 1日あたり売上高の減少額に応じて最大20万円

※令和元年又は令和2年5月の売上高 $\div 31 \times 0.3$ （千円未満は切り上げ）

■申請方法

電子申請・郵送にて受付予定。

※申請の詳細については、後日公表いたします。なお、申請にあたっては、要請に協力いただいたことがわかる書類（写真やHPの写し等）や営業に必要な許可証の写しなどをご提出いただくことを予定しています。

【参考】業種別ガイドライン(内閣官房のページ)<https://corona.go.jp/prevention/>



○令和3年度感染防止対策協力支援金に関するお問い合わせ

■専用ダイヤル

電話番号 011-330-8399（8:45から17:30まで）

（いずれも5月31日までは土日も対応。6月1日以降は平日のみ）

■ホームページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/kyuugyouyousei.htm>